

2019年度 駒澤大学法科大学院活動抄録

- 1 2019年度 駒澤大学法科大学院年次活動報告
- 2 特別講演会報告
- 3 エクスターンシップ
- 4 無料法律相談会
- 5 駒澤大学法科大学院市民ロースクール
- 6 入学前イベント
- 7 ランチミーティング
- 8 本学法科大学院における授業改善のための諸方策の実施について

2019年度 駒澤大学法科大学院年次活動報告

【2019年】

- 4月 1日 平成31年度(2019年度)第1日
- 4月 2日 法科大学院新入生オリエンテーション 新入生・在学生合同オリエンテーション
- 4月 4日 4月入学者単位認定試験
- 4月 5日 法科大学院前期授業開始
- 4月 8日 駒澤大学法科大学院入学式
- 5月15日 祝祷法要・文化講演会開催(本学法科大学院 土居俊平准教授が「法律家からみた離婚制度」のテーマで講演、本学駒澤キャンパス中央講堂)
- 5月15日 令和元年司法試験実施(15日、16日、18日、19日)
- 5月25日 春季無料法律相談会(本学法科大学院・法テラス東京・渋谷シビック法律事務所共催)
- 5月25日 合同進学説明会(ロースクール進学合同説明会 in Tatsumi・辰巳法律研究所主催・辰巳法律研究所東京本校)
- 6月16日 合同進学説明会(読売新聞社主催・法曹を目指す方のための進学相談会&講演会・TKPガーデンシティ御茶ノ水)
- 6月22日 法科大学院協会総会(上智大学四谷キャンパス)
- 6月29日 駒澤大学大学院進学相談会(本学駒澤キャンパス3号館 [種月館] 8階)
- 7月13日 第1回駒澤大学法科大学院進学説明会
- 7月13日 第14回市民ロースクール「子ども虐待の実情と課題～子どものために私達にできること～」安井飛鳥氏・弁護士/社会福祉士/精神保健福祉士(模擬法廷教室、受講者19名)
- 7月 1日～7月 6日 前期・教員相互授業参観週間
- 7月25日 法科大学院前期授業最終日
- 7月26日 前期・学生ヒアリング実施

- 8月 1日～9月15日 前期エクスターンシップ実施
- 8月 4日 法科大学院第1期入学試験
- 8月28日 第1期プレ講座 民法 青野博之 本学教授
- 8月29日 第1期プレ講座 刑法 白木 豊 本学教授
- 8月30日 第1期プレ講座 憲法 日笠完治 本学教授
- 9月10日 令和元年司法試験合格発表
- 9月11日～9月12日 9月入学生オリエンテーション
- 9月16日 法科大学院後期授業開始
- 9月21日 法科大学院9月入学式・学位記授与式（修了式）
- 10月19日 第2回駒澤大学法科大学院進学説明会
- 10月23日 第1回 ランチミーティング（司法試験合格の仕方）
講師 大塚翔吾弁護士・鈴木基樹弁護士・諏訪大輔弁護士
- 10月23日～10月29日 後期・教員相互授業参観週間
- 11月 1日 特別講演会「裁判員裁判時代における刑事弁護」弁護士・神山啓史氏（402教室、受講者24名）
- 11月 2日 第2回 ランチミーティング（司法試験合格の仕方）
講師 大塚翔吾弁護士・鈴木基樹弁護士
- 11月 9日 秋季無料法律相談会（第一東京弁護士会、本法科大学院共催）
- 11月12日 日弁連法務研究財団による法科大学院認証評価再評価現地調査
- 11月17日 法科大学院第2期入学試験
- 11月23日 駒澤大学大学院進学相談会（本学駒澤キャンパス3号館〔種月館〕4F種月ホール）
- 11月30日 第15回市民ロースクール「弁護士ってなあに？—身近なトラブルの解決手段—」
小池達子氏 弁護士・本学法科大学院修了生（模擬法廷教室、受講生23名）
- 12月 7日 第2期プレ講座 行政法 趙 元済 本学教授
- 12月14日 第2期プレ講座 商 法 藤田真樹 本学准教授
- 12月14日 第3回駒澤大学法科大学院進学説明会
- 12月21日 法科大学院協会総会（同志社大学今出川キャンパス）

【2020年】

- 1月12日 共通到達度確認試験実施
- 1月21日 法科大学院後期授業最終日
- 1月23日 共通到達度確認試験・追試日（該当者なし）
- 1月24日 後期・学生ヒアリング実施
- 2月 1日～2月20日 後期エクスターンシップ
- 2月 1日 第4回駒澤大学法科大学院進学説明会
- 2月 4日 法科大学院第3期入学試験
- 2月23日 法科大学院第4期入学試験
- 3月 7日 第3期プレ講座 民事訴訟法 小松良正 本学教授
- 3月14日 第3期プレ講座 刑事訴訟法 松本英俊 本学教授
- 3月23日 法科大学院学位記授与式（修了式）
- 3月30日 新年度説明会
- 3月31日 令和元年度（2019年度）最終日

特別講演会報告

1. 講演者

神山啓史 先生（弁護士・第二東京弁護士会）

2. 演題

裁判員裁判時代における刑事弁護

3. 開催日時・場所

令和元年11月1日（金）DVD上映13:00～14:20・講演14:30～16:30

駒澤大学法科大学院棟402教場

4. 詳細

本年度の法科大学院、司法研究所共催の特別講演会は、令和元年11月1日（金）、法科大学院棟402教場において、13時からDVD「初めての裁判員裁判」の上映が、14時30分から神山啓史先生による「裁判員裁判時代における刑事弁護」という演題で講演が行われました。今回の講演会は、ある程度の法的知識を前提とした内容であることから、受講者は法律学習者向けとして開催され、法科大学院の学生、修了生だけでなく、本法科大学院の出身法曹や学部の学生も参加してくれました。

神山先生は、弁護士として主に（もっぱら）刑事弁護を中心に活躍しており、東電OL殺人事件、名張毒ぶどう酒事件、足利事件などの著名事件を担当されてきました。また、平成26年4月から平氏30年3月まで最高裁判所司法研修所刑事弁護教官を務められ、本講演会で上映されたDVDは神山先生が作成し、司法研修所の教材としても活用されたものです。本DVDの上映は、法科大学院では本学が2校目ということで、大変貴重な機会をいただくことができました。

本DVDは、登録一年目の女性弁護士が弁護士事務所のボス弁とともに、強盗致傷事件の裁判員裁判で弁護人として様々な苦労と工夫と努力を重ねながら事件に取り組んでいくという内容で、興味深く楽しめました（ちなみに、タイトルの「初めての」というのは新人弁護士のことではなく、実はボス弁のことだ、ということが、後の解説で明らかになりました）。もちろん、それだけではなく、起訴前弁護、公判前整理手続、公判手続など弁護人として関与する各手続と活

動の説明や弁護人として行動すべき内容も詳細に示されており、教材としてもわかりやすく、手続の全体像を俯瞰することができるため、法科大学院の初学者から修習生(実務家)まで、学修や知識の深度に応じて活用することができる優れた内容だと思います。

DVDの上映に続き、神山先生の講演が行われました。講演では、DVDの内容を補足、解説しながら、司法研修所における刑事弁護修習で実際にどのような講義を行なっているのか、その一端を紹介していただきました。講演の冒頭は、「DVDの解説その1『教育の2大テーマ』①ケース・セオリーを確立する弁護活動、②公判中心主義を担える弁護活動」という内容で、さらに、「DVDの解説その2『名場面を振り返りながら』①早く会う、②取調べ場面、③黙秘、④現場調査、⑤証拠開示、⑥ブレインストーミング、⑦ケース・セオリー、⑧リハーサル、⑨冒頭陳述、⑩反対尋問、⑪主尋問、⑫最終弁論」という内容でのお話でした。

詳しくお話しいただいた「解説その2『名場面を振り返りながら』」では、刑事手続の各過程には具体的にどのような問題点がありうるのかということ想定しながら各場面を振り返ることで、各手続において何が弁護人として重要なのか、考え実践すべきことは何か、ということについて軽妙な語り口で、時には一人芝居を交えながら詳細にお話しいただきました。すべてが重要な内容でしたが、とりわけ興味深く、学生にとって聞き慣れなかったのはブレインストーミングやケース・セオリーという用語だったのではないかと思います。これは、主に裁判員裁判の導入後、刑事弁護の大枠や原則は変わらないとしても、具体的な弁護活動の内容や準備、考え方などが常に進化してきている中で比較的新しい用語や概念なので、学生の中には初めて聞いたという人もいたかもしれません。この二つは特に重要であるということで、多くの時間を割いて詳細にお話しくださしました。

このブレインストーミングを行い、ケース・セオリーを考えるというのは、反対説も想定しながら説得的な論証を徹底的に構築するということでしょう。このような作業は実務家になってから必要になるわけではなく、法科大学院の学生が法文書を作成する際に求められていることでもあります。神山先生のお話を伺い、法科大学院の学生に求められている、事例問題のどこに問題があるのか、その問題点を発見し、解決方法を探り、説得的な論証を行う、という作

業は、緻密さや作業量に差があるとはいえ、同じ方向性を持った検討のあり方であり、法科大学院の学修との共通性を強く感じました。また、基礎を学ぶことや文章化の重要性ということも強調されており、これもまた法科大学院の学生にとって不可欠な事項です。

今回、「刑事弁護」という演題でしたが、刑事に限らず、また弁護実務に限らず、法科大学院の学生や修了生の学修にとって非常に有益なお話しでした。神山先生のご講演で、司法修習の一部をリアルに体験することができただけでなく、今学修している法科大学院の学生、修了生の学修にとって実際に必要な内容との共通点が数多く認識でき、司法研修所における刑事弁護修習の一端に触れることで、司法試験合格への強い動機づけにもなったのではないのでしょうか。

(松本 記)

エクスターンシップ

1 事前説明会

主に新2年生を対象として、エクスターンシップ実施に向けた事前説明会を開催し、研修目的、研修期間・研修事務所、研修内容等についての説明が行うことを想定している。

2 申込手続と履修者の選抜

エクスターンシップの申込書の提出締切りまでに申し込んだ者から選抜が行われる。

選抜方法は、在校生については、1年次のGPAの成績、新入生については、入学試験の成績をもとに、さらに法科大学院の執行部とエクスターンシップ担当委員が面接を実施して選抜する。前期と後期にエクスターンシップを実施しているが、面接を行って学生の強い意欲を確認した上でエクスターンシップの履修を認めることにしている。なお、本年度は履修希望者が8名あり、前期4名・後期4名が履修した。

3 研究者教員による事前指導（8月及び1月）

前・後期エクスターンシップの前に、研究者教員が事前指導を行った上で、学生の受入れをお願いする法律事務所へ学生と共にご挨拶に伺う。事前指導の内容は、守秘義務や研修の内容・方法等を中心とするものである。

4 エクスターンシップの実施（前期：8月1日～9月15日・後期：2月1日～2月20日）

前期は8月1日から9月15日、後期は2月1日から20日のうち、平日10日間、1日8時間の研修を標準とするエクスターンシップを実施した。エクスターンシップの実施期間を前期と後期に配置し、履修受入期間も長く確保することによって、受入先事務所から、より柔軟に受入期日を確保していただけるようにしている。履修学生は第一東京弁護士会所属の先生方の法律事務所に研修の受

入れをお願いしている。履修学生は、①訴訟記録の閲覧、②法廷傍聴、③弁論準備手続期日における立会い、④訴訟に関する争点整理表の作成、⑤和解期日における立会い、⑥要件事実論を前提とした訴状・答弁書の起案、⑦内容証明郵便の作成、⑧法律相談への立会い、⑨最高裁の新判例の研究、⑩具体的法律問題の分析などの実務研修に真剣かつ熱心に取り組んだ。いずれの法律事務所も、履修学生の実務研修を司法修習生の場合と同等の扱いで受け入れていただいている。

実務研修の終了後、履修学生は、研修日誌及び作成した法律文書を担当教員に提出し、研修の内容と成果を確認した。

5 エクスターンシップ学内説明会・報告会の開催（予定）

例年、来年度の履修予定者である1・2年次生を対象に、エクスターンシップ学内説明会を開催している（本年度は、令和2年3月30日実施）。また、本年度の履修者が出席し、報告を行っている（本年度は、9月17日（火）に前期受講学生（4名）が報告した。後期も同様の報告会を3月に予定している）。各履修者がそれぞれ実務研修の内容を報告し、自分の感想を語り、その熱意が履修予定者にも伝わることを大いに期待している。なお、臨床教育の重要性や意義を十分に理解してもらえるような指導方法なども検討している。

無料法律相談会

I. 春季

- 1 日時 令和元年5月25日(土) 13時～16時
- 2 場所 渋谷法律相談センター(法テラス指定相談場所)・渋谷シビック法律事務所(渋谷東日本ビル5階)
- 3 共催 日本司法支援センター東京地方事務所(法テラス東京)、第一東京弁護士会公設事務所渋谷シビック法律事務所、駒澤大学法科大学院
- 4 後援 第一東京弁護士会
- 5 目的 ①本学におけるリーガルクリニック開設の広報
②市民感覚を備えた法律家の養成
③社会に対する身近な司法としての貢献
- 6 担当弁護士 第一東京弁護士会所属弁護士
- 7 相談件数 18件
- 8 研修学生 7人

II. 秋季

- 1 日時 令和元年11月9日(土) 10時～12時30分
- 2 場所 駒澤大学法科大学院
- 3 共催 駒澤大学法科大学院、第一東京弁護士会
- 4 目的 ① 本学近隣住民へのリーガルサービスの提供
② 本学法科大学院の存在と活動内容の広報
③ 法律相談実務の実体験による学生の修学意欲の高揚
④ ローヤリング、エクスターンシップ及びリーガルクリニック各科目における学習成果の確認場所の提供
- 5 担当弁護士 第一東京弁護士会所属弁護士、駒澤大学法科大学院実務家教員
- 6 相談件数 9件
- 7 研修学生 4人

駒澤大学法科大学院市民ロースクール

一. 概略

駒澤大学法科大学院は、世田谷区に存在する唯一の法科大学院として、身近な法律問題に関する情報や知識を提供するための連続講座「市民ロースクール」を開催している（予約不要、参加費無料）。本年度は2回開催した。

二. 開催状況

◎第14回

1. 講師 安井飛鳥氏（弁護士・社会福祉士・精神保健福祉士、本学法科大学院修了生）
2. テーマ 子ども虐待の実情と課題～子どものために私達にできること～
3. 開催日時 令和元年7月13日（土）13時～14時30分
4. 開催場所 駒澤大学法科大学院棟6階 模擬法廷教室

※安井氏は、学童保育（東京都）での勤務経験を経て、現在は、法律専門職かつ福祉専門職としての知見を活かして福祉的支援が必要とされる方々に関する相談や福祉施設や事業所等の運営やケース支援に関する相談を専門的に扱うほか、多方面にわたり活躍中。

◎第15回

1. 講師 小池達子氏（弁護士・本学法科大学院修了生・同アドバイザー弁護士）
2. テーマ 弁護士ってなあに？—身近なトラブルの解決手段—
3. 開催日時 令和元年11月30日（土）13時から14時30分
4. 開催場所 駒澤大学法科大学院棟6階 模擬法廷教室

※小池氏は、テレビ局アナウンサーからフリーアナウンサーに転向し、TBS「クイズダービー」のアシスタント（問題担当）をはじめ多方面で活躍。現在、弁護士。東証一部上場企業社外取締役、民事調停委員をつとめるなど多方面にわたり活躍中。

入学前イベント

未修者コース・既修者コースそれぞれの合格者を対象に、本法科大学院では、入学前に「プレ講座」を実施している。「入学前イベント」の主な内容は、本学での授業見学、オフィスアワー学習相談、プレ講座、特別講演会である。

合格者が入学までの期間を有意義に過ごし、入学後の講義を十二分に活かすことを期待して実施している。

例年実施されているプレ講座では、開催回数・開講科目・内容は年度によって多少の異同があるが、それぞれの科目担当者がどのような狙いをもってどのように授業を行うかの説明や、教科書・参考図書の紹介、入学後のあるべき学習スタイルの例示、入学前数か月間の過ごし方、特に事前に学習しておいて欲しいことの提示などを通じて、受講者の学習意欲を高めるとともに意識改革を図っている。

また、これに加えて、教員による実際の授業を見学（聴講）する機会（授業参観 Week）を設けるほか、本学教員による学習相談も実施している。

ランチミーティング

一. 概略

本法科大学院にあっては、本年度の司法試験合格状況をふまえ、種々の取り組みを行っているところであるが、学生諸君にとっては最も身近な合格者である本学出身の司法試験合格者たる出身法曹（弁護士）を講師とする「ランチミーティング」が駒澤大学法科大学院法曹会の全面的協力を得て開催された。勉強の仕方・取組みなどについて、合格・不合格の実際の事例を交えて具体的にお話頂いた。学生諸君にとって一番身近な合格者（出身法曹）から貴重な情報を得られる絶好の機会であり、相応の参加者があった。

二. 講師（五十音順）

大塚翔吾弁護士（本学修了生・本学法科大学院非常勤講師 [憲法特別演習、憲法発展演習担当]）

鈴木基樹弁護士（本学修了生・本学法科大学院非常勤講師 [法律学特殊講義担当]）

諏訪大輔弁護士（本学修了生・本学法科大学院非常勤講師 [法律学特殊講義担当]）

三. 場所

法科大学院棟 401教室

四. 開催状況

第1回

日時 令和元年10月23日（水）12時～13時

テーマ 司法試験合格の仕方

第2回

日時 令和元年11月2日（土）12時～13時

テーマ 司法試験合格の仕方

※各自で用意した昼食を持ち込めます。

（ランチミーティングを終えて）

3年次生を対象とするものの、1・2年生及び（入学を予定している）科目等履修生・修了生に幅広く参加を呼び掛けた。その結果、様々なやり取りがあった。例えば、下位年次生からは予備校で問題の作問をしている講師との間で、法科大学院生における予備校の活用方法という素朴ながら重要な問題につき真摯なやり取りが行われた。また、今回の機会を通じて、駒澤大学法科大学院法曹会（OB・OG弁護士会）から司法試験最終合格を目指す学生に対しての個別学習フォローなどについても検討がなされた。

本学法科大学院における授業改善のための 諸方策の実施について

1 FD委員会の開催

本学法科大学院では、開設年度より、授業方法及び授業内容の改善を目的として、法律専門分野ごとにFD（ファカルティ・ディベロップメント）部会が設置されている。当該部会では、それぞれの分野に属する教員が、主として定期的に授業方法や内容について協議しその改善を検討し、また相互の授業参観のための日程等について打ち合わせを行った。

また、これらの各FD部会を統括する委員会として、本学法科大学院の専任及び特任教員からなるFD小委員会が設置されている。この委員会は、必要に応じて、毎月開催される教授会の終了後に開かれており、主として各FD部会からの意見を取り纏めて検討するとともに、教員全体に関わる授業改善に関する事項について協議している。また、平成23年度から、授業終了後の時期に（本年度は、令和元年7月13日）、授業を担当する兼担・兼任教員も参加する拡大FD小委員会が開かれている。本年度は、FD小委員会において、新カリキュラムの評価などを中心に教育の質を向上させるべく活発に議論が行われた。

なお、法科大学院における以上の各委員会の大学全体での位置づけを明確にするため、学長・副学長等からなる駒澤大学法科大学院FD推進委員会規程が制定され、平成18年度からFD推進委員会が開催されている。また、これに関連して、日弁連法務研究財団を第三者評価機関とする認証評価が平成18年11月13日から15日の3日間に渡り実施され、その結果、平成19年3月26日に、財団が定める法科大学院評価基準に適合していると認定された。本法科大学院は、初の適合認定校である。

平成23年度、日弁連法務研究財団を第三者評価機関とする2回目の認証評価が平成23年11月14日から16日の3日間に渡り実施された。その結果、平成24年5月30日、適合との認定を受けた。

平成28年度、日弁連法務研究財団を第三者評価機関とする3回目の認証評価が平成28年10月31日から11月2日の3日間に渡り実施された。その結果、平成29年3月29日、適合であるとの認定を受けた。不適合と判断される法科大学院が増加している中、本法科大学院が適合認定を受けていることは評価さ

れるべきことであろう（詳細については本学法科大学院HP参照、對馬直紀前研究科長によるご挨拶とコメントあり）。

令和元年11月12日、日弁連法務研究財団による法科大学院認証評価再評価現地調査がなされた。

2 学生ヒアリングの実施

本年度は令和元年7月26日及び令和2年1月24日に、全学年合同で学生ヒアリングが実施された。具体的には、学生が日頃の授業・予復習等の自習で利用している法科大学院棟に関する要望（施設面での要望）、履修科目を担当する教員の授業方法・内容に関する要望（教学面での要望）、その他の要望について、執行部（研究科長・専攻主任）・運営委員（学生担当）の教員並びに法科大学院事務室担当者（事務職員）が学生から直接意見や要望を聞くものである。例年、定期試験終了後に実施している。学生ヒアリングでは、学生から多方面にわたり建設的な意見・要望が出されており、これらの意見及び要望を集約し、必ず意見・要望については（実現可能・不可能の別を問わず）すべて回答することとし、教学に関する問題については、FD小委員会や同部会で検討するなどして必要な改善を図っている。

3 授業参観の実施

本学では、授業改善の目的から、教員が他の教員の授業を直接見学して問題点を指摘する授業参観を実施している。平成16年度は、本学の専任及び特任教員のみでの授業について授業参観を実施した。しかし、平成17年度からは、前期及び後期の各学期において、原則として非常勤教員をも含め本学において開講されているすべての科目を対象にして、本学の教員が分担して授業参観を実施している。そして、各教員の授業方法や授業内容について、授業参観報告シートを作成している。具体的には、「授業実施の形式的面（教員の板書の字、話し声等）、授業の進め方について（双方向・多方向授業の実施状況等）、その他、当該授業に関する意見や感想（評価すべき点、改善すべき点）」を記入し、これを各教員に渡し授業改善を図っている。

4 授業評価アンケートの実施

本学では、原則としてすべての開講科目について学生に対する授業評価アンケートを実施している。この授業評価アンケートには、各セメスターの中間に実施される中間アンケートと、各セメスターの期末に実施される期末アンケートがある。実施方法は、中間アンケートでは、アンケート用紙を用いて各担当教員が任意の時期に実施している。期末アンケートでは、択一式のアンケートはアンケート用紙を用いて、アンケート実施期間の各授業終了後に回収し、記述式回答は、TKCを利用し、WEB上で回答する方法で実施している。期末アンケートは、授業終了後に回収する措置を執っているため、その回答率は非常に高くなっている。

中間アンケートは、各教員が任意に実施するもので、主として授業実施方法等の形式的側面に重点をおいて学生の意見を聴くことを目的とする。期末アンケートは、本学において開講されている全科目について実施されるもので、授業方法、授業内容、学生自身に関するアンケート項目を設定し、5段階で評価する項目および自由記述により構成されている。そして、このアンケートの結果は、学年全体としての全体集計、学年ごとの学年別集計、および各科目・クラス別の集計に分けて集計され、各アンケートに記載された個別的な学生のコメントをもあわせて、各教員に配布される。

5 アンケートの結果に対する教員の改善提案及び小冊子の作成

以上の学生による授業評価アンケートの結果に基づいて、各教員は、①自己の授業に対するアンケート設問別の評価及び平均点、②自己の授業に対する各学生の個別的なコメント、③今後の授業改善に向けた取組み、改善策、④授業改善のための学生への要望、のそれぞれについてコメントを作成した。そして、これらのコメントを一冊の小冊子にまとめ（駒澤大学法科大学院『授業評価と授業改善』）、学生全員に配布している。

また、平成27年度から、前年度に記載した「今後の授業改善に向けた取組み、改善策」についての本年度の状況等を記載することとし、授業改善の進捗度を明らかにするようにした。

6 クラス担任による学生との面接

その他、本学では、クラス担任制を採用している。これは、各教員が数名の学生を担任するものとし、定期的に会合することにより、学生の様々な学習上の相談や疑問に対して、適切なアドバイスを行うことを目的としたものであり、同時に授業に対する要望や改善提案をも受け入れている。各学期末の成績発表後には、成績が芳しくない学生に対して、担任教員が学修相談や指導を行っている。本年度から本制度をより活性化すべく、年度当初において履修科目について学生が担任教員と相談することが求められた。

7 オフィスアワー制度による学生との面接

上述のクラス担任制の他に、さらに学生からの授業内容や方法についての意見を聞く場として、オフィスアワー制度がある。これは、各教員が、一定の時間帯には必ず法科大学院の研究室に待機し、その間に訪れた学生の授業に関する質問や意見に対応するものであるが、この制度を通して、授業に対する改善の要望や意見を取り入れることができるようにしている。今年度も、学生が各教員のオフィスアワーの時間帯に教員の研究室を訪ね、授業について質問をし、授業内容を確認することが活発に行われていた。

8 定期試験質疑応答および成績質疑応答制度

第2回認証評価における議論を受けて、定期試験質疑応答制度を設けた。従来は、成績評価が発表された後に、成績質疑応答が実施されていたが、定期試験終了から期間が空いてしまっており、定期試験を通した学生の学修に資するという側面はあまり重視されてこなかった。そこで、定期試験終了後、あまり期間を空けずに定期試験についての質疑応答を実施することにより、学生の新鮮な記憶に基づく指導が可能となっている。

9 講評講義の実施

2016年度前期からは、任意参加であるが、定期試験終了後に講評講義を実施した。これまでは、各教員の裁量で、講評講義を実施していたが、法科大学院全体として、実施することとした。これまで行っていた書面に加えて、口頭で定期試験の講評をすることで、よりいっそう出題意図や採点において重視し

たことなどが伝わると考えたためである。TKC 上の出題趣旨の記載とともに、学生に実際に講義することにより、定期試験の趣旨、解答する際の留意点など、丁寧に教育を進める方向に一步進めたと評価することができる。

10 学修状況評価の本格的実施

かねてより研究科教授会並びにFD小委員会において慎重に検討が加えられてきた、学修状況評価を本年度前期から本格的に実施することとなった。本学法科大学院における少人数教育の利点を活かして学生個人ごとのポートフォリオを作成し、学生個々への修学指導を充実させるために実施するものである。